

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
あたる日  
を除く)

平成十年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

◇告 示 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等(管理課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九十二号

平成十一年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。))第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成十年一月鳥取県告示第五十七号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止し、これに基づいて提出されている資格審査の申請は、この告示に基づいて提出された申請とみなす。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十七号)の規定が適用される契約の対象となる建設工事に係る入札参加資格等については、別に告示する。

### 一 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき、別表の上欄に掲げる発注工事種別に応じて必要な等級に区分し、発注する建設工事の請負金額に対応させて定めた資格とする。

1 法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項

#### (一) 経営規模

(1) 当期営業年度開始日(平成九年十月二日から平成十年十月一日までの間の営業年度の開始の日をいう。以下同じ。)の直前の二営業年度(以下「直前二年」という。)又は直前の三営業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高

(2) 当期営業年度開始日の直前の営業年度(以下「審査対象年」という。)の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額(法人にあつては貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金(又は新株申込証拠金)、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。)又は直前二年の決算における自己資本の額の平均の額

(3) 審査基準日(当期営業年度開始日の前日をいう。以下同じ。)における建設業に従事する職員の数又は審査基準日及び審査基準日の一年前の日における建設業に従事する職員の数の平均の数

#### (二) 経営状況

(1) 審査対象年における売上高経常利益率(経常利益の額(個人にあつては事業主利益の額をいう。以下同じ。))を売上高(完成工事高及び兼業事業売上高の

- (2) 額の合計額。以下同じ。)の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。
- (2) 審査対象年における総資本経常利益率(経常利益の額を総資本の額(法人にあっては貸借対照表における流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金(又は新株申込証拠金)、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあっては流動負債、固定負債、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- (3) 審査対象年における損益分岐点比率(販売費、一般管理費及び支払利息の額の合計額を売上総利益(完成工事総利益及び兼業事業総利益の額の合計額)、営業外損益及び支払利息の額の合計額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- (4) 基準決算における流動比率(流動資産の額から未成工事支出金の額を控除した額を流動負債の額から未成工事受入金の額を控除した額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- (5) 基準決算における当座比率(当座資産の額(現金預金、受取手形、完成工事未入金その他の営業債権、有価証券、自己株式及び親会社株式の合計額をいう。)を流動負債の額から未成工事受入金の額を控除した額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- (6) 審査対象年における運転資本保有月数(流動資産の額から流動負債の額を控除した額を一月当たり売上高(売上高の額を十二で除して得た額をいう。)で除して得た数値をいう。)
- (7) 審査対象年における一人当たり売上高対数(売上高の額を審査基準日における職員の数(以下「総職員数」という。)で除して得た数値の常用対数をいう。)
- (8) 審査対象年における一人当たり付加価値対数(売上高の額から材料費、労務費及び外注費の額の合計額(建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、兼業事業売上原価に係る材料費、外注加工費及び当期商品仕入高を含む。)を控除した額を総職員数で除して得た数値の常用対数をいう。)

- (9) 基準決算における一人当たり総資本対数(総資本の額を総職員数で除して得た数値の常用対数をいう。)
  - (10) 基準決算における固定比率(固定資産の額を自己資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
  - (11) 基準決算における自己資本比率(自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
  - (12) 基準決算における固定負債比率(固定負債の額を自己資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- (三) 技術力
- (1) 審査基準日における建設業に従事する職員のうち許可を受けた建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数又は審査基準日及び審査基準日の一年前の日における許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の平均の数
  - ア 法第十五条第二号イに該当する者
  - イ 法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者(アに掲げる者を除く。)
  - ウ 法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号ハに該当する者(ア及びイに掲げる者を除く。)
- (四) その他の審査項目(社会性等)
- (1) 次に掲げる労働福祉の状況
  - ア 審査基準日における雇用保険加入の有無(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七条の規定による届出を行っているか否かをいう。)
  - イ 審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第十条ノ二の規定による届出及び

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。)

ウ 審査対象年における賃金不払の件数(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条の定めるところに従って賃金が支払われなかった回数を含む。)

エ 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第六章の勤労者退職金共済機構との間で同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。)

オ 審査基準日における退職一時金制度導入の有無(労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第八十九条第一項第三号の二の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第二項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。)

カ 審査基準日における企業年金制度導入の有無(厚生年金保険法第九章第一節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているか否かをいう。)

キ 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無(財団法人建設業福祉共済団、社団法人全国建設業労災互助会又は保険事業を営む者との間で、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む)に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。)

(2) 審査基準日の属する年(二月一日から十二月三十一日までをいう。)の前年

及び前々年に国内における建設工事について発生した次に掲げる業務災害による死亡者及び負傷者(当該業務災害により連続四日以上休業した者に限る。)の数

ア 申請者が発注者から直接請け負った建設工事について発生した業務災害  
イ 申請者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害(アに掲げる業務災害を除く。)

ウ 申請者から建設工事(アに掲げる建設工事を除く。)を直接請け負った者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害

(3) 審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。)

(4) 審査基準日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数

ア 建設業経理に関する知識及び処理能力の審査・証明事業認定規程(昭和五十九年建設省告示第千四百十五号)に基づき建設大臣の認定を受けた建設業経理事務士検定試験(以下「建設業経理事務士検定試験」という。)の一級試験に合格した者並びに公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

イ 建設業経理事務士検定試験の二級試験に合格した者(アに掲げる者を除く。)

ウ 建設業経理事務士検定試験の三級試験に合格した者(ア及びイに掲げる者を除く。)

2 主観的事項

(一) 工事成績

(二) 研修の状況

(三) 行政処分等の状況

二 入札参加資格を与えない者

1 法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けていない者

2 審査基準日に係る法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査又は法第二十七条の二十八の規定による経営事項審査の再審査(平成十年七月一日以後の

審査又は再審査に限る。)を受けていない者

3 入札参加を希望する別表上欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、直前二年の各年度において工事施工金額のない者

4 三の1の(五)に掲げる納税証明書に未納税額がある者

5 経営事項審査又は入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者

### 三 資格審査の申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては平成十年七月十日から平成十一年一月二十九日までの間に経営事項審査の申請と同時に、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては平成十一年二月一日から同月二十六日までの間に、知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるとについては、この限りでない。

1 県内に主たる営業所を有する建設業者

(一) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表(様式第二号)

(二) 営業の沿革(様式第三号)

(三) 直前二年の各営業年度における工事施工金額調書(様式第四号)

(四) 工事経歴書(様式第五号)

(五) 法人にあつては平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に法定納期限の到来した事業税、自動車税、消費税及び地方消費税の納税証明書、個人にあつては平成九年度に法定納期限の到来した事業税、自動車税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(六) 技術研修の状況(様式第六号)

(七) 職員調書(様式第七号)

(八) 営業用機械器具調書(様式第八号)

(九) 使用印鑑届(様式第九号)

(十) 印鑑証明書

(十一) 建設業許可通知書の写し

2 県外に主たる営業所を有する建設業者

(一) 建設業許可証明書

(二) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表(様式第二号)

(三) 使用印鑑届(様式第九号)

(四) 印鑑証明書

(五) 営業所一覧表(様式第十号)

(六) 工事経歴書(様式第十一号)

(七) 法人にあつては、商業登記簿の謄本

(八) 審査基準日に係る経営事項審査又は経営事項審査の再審査(平成十年七月一日以後の審査又は再審査に限る。)の結果通知書の写し

(九) 入札の参加等の権限の委任状(年間委任の場合に限る。)

(十) 資格の通知

四 資格審査の結果については、申請者に通知する。

五 入札参加資格の有効期間

1 県内に主たる営業所を有する建設業者

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十二年三月三十一日までとする。ただし、平成十二年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

2 県外に主たる営業所を有する建設業者

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

入札参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

別表

発注工事種別	建設工事の種類	一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)	ほ装工事	ほ装工事(ほ)	鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)	プレストレスト・ コンクリート工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)	港湾工事	土木一式工事(土)	機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)	塗装工事	塗装工事(塗)	造園工事	造園工事(園)	さく井工事	さく井工事(井)
--------	---------	--------	---	------	---------	------	-----------	----------------------	--------------------------	------	-----------	--------	--------------------------	------	---------	------	---------	-------	----------

一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)	管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)	建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)	内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)	屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)	電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)	通信設備工事	電気通信工事(通)	交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗)	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防)
--------	---	-----	---	------	------------------	-------	--	------	-----------------	------	--------------------------------	--------	-----------	----------	---------------------------	--------	------------------------------

様式第1号

受 付 番 号

建設工事入札参加資格審査申請書

鳥取県知事 西尾 呂 次 様

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

電話番号

フリガナ  
商号又は名称

フリガナ  
代表者

申 請 者

許可を受けて  
いる建設業

実印

建設大臣 知事	許可 ( 一 ) 第	号
	平成 年 月	工事許可
建設大臣 知事	許可 ( 一 ) 第	号
	平成 年 月	工事許可

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。  
なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表

希望欄	発注工事種別	建設工事の種類	希望欄	発注工事種別	建設工事の種類
	一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)		管工	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
	ほ装工事	ほ装工事(ほ)		建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
	鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)		内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・フロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)		屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
	港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)		電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
	機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)		通信設備工事	電気通信工事(通)
	塗装工事	塗装工事(塗)		交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗)
	造園工事	造園工事(園)		法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防)
	さく井工事	さく井工事(井)			
	一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)			

記載要領

「希望欄」には、発注工事種別の中から入札参加を希望する業種について○印を記載すること。

様式第3号

営 業 の 沿 革

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革	創	年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
最初に許可又は登録を受けた年月日		年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業再開、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

様式第4号

直前2年の各営業年度における工事施工金額調書

営業年度	注 文 者 の 区 分	許 可 に 係 る 建 設 工 事 の 施 工 金 額					合 計
		工 事 千円	工 事 千円	工 事 千円	工 事 千円	工 事 千円	
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁 民 間						
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁 民 間						
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁 民 間						
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁 民 間						
第 年 月 月 日から 日まで	官 公 庁 民 間						
		その他の建設 工事の施工金額 千円					
合 計							千円

記載要領

- 1 この表には、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第5号

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) 工事

番 号	工 事 名	契 約 書 等 の 種 別	注 文 書	請 負 代 金 の 額	工 事 原 価		工 事 差 益	着 工 年 月 完 成 年 月	主 任 技 術 者 名 氏	現 場 代 理 人 名 氏	下 請 負 に 係 る 工 事 代 金 支 払 状 況			
					う ち 労 務 費	う ち 外 注 費					前 払 金 の 額	現 金 比 率	手 形 期 間	
1					( )	( )		年 月 月						
2					( )	( )		年 月 月						
3					( )	( )		年 月 月						
直前2年の決算における完成工事高 小 計					( )	( )		年 月 月						
直前1年の決算における完成工事高 小 計					( )	( )								
合 計					( )	( )								

記載要領

- この表は、「直前2年の各営業年度における工事施工金額調査」（様式第4号）に記載した工事の種類（以下「工事種類」という。）ごとに、別業として作成すること。
  - この表は、直前2年においては完成した主な工事について記載すること。
  - 「契約書等の種別」の欄には、契約の締結方法の種類を記載すること。
  - 下請工事について、「注文者」の欄には、直接注文した者（業者名）を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
  - 「うち労務費」の欄の（ ）内には、他の建設業者の施工協力を受けて支払った協力経費を記載すること。
  - 「うち外注費」の欄の（ ）内には、下請契約の件数を記載すること。
  - 主任技術者又は現場代理人を工期途中で変更した場合には、それぞれの従事期間を氏名の下にカッコ書きで併記すること。
  - 「下請負に係る工事代金支払状況」の欄には、鳥取県が発注した工事に係る1件500万円以上の下請工事について、下記により記載すること。
- ① 鳥取県から直接工事を請負った者（以下「元請負人」という。）については、下請負人に対する工事代金の支払状況を記載すること。
- ② 元請負人から工事を請負った者については、元請負人からの工事代金の支払状況を記載すること。

様式第6号

技術研修の状況

鳥 取 県 建 設 技 術 セ ン タ ー 研 修 状 況			そ の 他 の 研 修 状 況		
研 修 項 目	当初予定人員	実参加人員	研 修 項 目	研 修 の 内 容	

記載要領

- 1 「鳥取県建設技術センター研修状況」の欄には、審査基準日の直前1年間に修了した研修について記載すること。
- 2 「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

様式第7号

技 術 職 員 ( 工 事 )

職 員 調 査 書

番号	月給・日給の別	氏名	年齢	現住所	採用年月日	法令による免許等		実務経験年数	建設業法第7条第2号	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	健康保険の有無	備考
						年 月 日	資格(学歴)							
1									イ・ロ・ハ					
2									イ・ロ・ハ					
計														

記載要領

- この表は、発注工事種別ごとに別業とすること。
- この表には、審査基準日に在職する建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員(法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者を含む)を記載するものとする。
- この表には、審査基準日に在職する建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員(法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者を含む)を記載するものとする。
- 「法令による免許等」欄には、建設工事に関する法令若しくは命令による免許、技術若しくは技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号イに規定する学校名、学科等を記載すること。なお、「実務経験年数」は、当該工事種類に就く実務経験の内容を記載すること。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。
- 公正採用選考人権啓発推進員に選任されている者については、「公推」と記載すること。
- 公正採用選考人権啓発推進員に選任されている者については、「公推」と記載すること。

技術職員以外の職員

番号	役職名	常勤・非常勤等の別	氏名	年齢	現住所	就任又は採用年月日	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備考
1		( )								
2		( )								
計										

記載要領

- この表には、審査基準日に在職する技術職員以外の職員のほか、法人にあってはすべての役員(非常勤役員を含む)、個人にあっては代表者も記載するものとする。なお、役員又は代表者が技術職員を兼務している場合は、備考欄に「技術職員兼務」と記載すること。
- 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を( )内に記載すること。
- 技術関係職員には、備考欄に㊦と記載すること。備考欄にその資格を記載すること。(例：〇〇建設業経理事務士)
- 建設業経理事務士の資格を有する職員については、「公推」と記載すること。
- 公正採用選考人権啓発推進員に選任されている者については、「公推」と記載すること。



## 記載要領

- 1 この表には、審査基準日に所有する取得価額30万円以上の機械器具について別表の順に番号を付記して記載すること。
- 2 別表に掲げられた機械器具以外の機械器具を所有しているときは、別表に掲げられたものと同種とみなされるもののみを「番号」の欄に「その他」と付記し、記載すること。
- 3 「年間稼働時間数」の欄には、直前1年における稼働時間数の合計を記載すること。
- 4 機械を記載するときは、用途が判断できるようにすること (例 種子、モルタル吹付け機等)

## 別表

番号	名	称	番号	名	称	番号	名	称
1	ブルドーザー (トラクターを含む。)		13	アースオーガー		28	コンクリートプラント	
2	モータースクレーパー		14	地下連続壁施工用機械		29	コンクリートミキサー	
3	披けん引スクレーパー		15	グラウト機械 (グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)		30	トラックミキサー	
4	ショベル系掘削機 (パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル等を含む。)		16	ボーリングマシン (さく井機等を含む。)		31	コンクリートポンプ (コンクリートブローサーを含む。)	
5	連続式掘削機 (バケットホイールエキスカバレーター、トレンチャー等を含む。)		17	さく岩機 (ブローカーを含む。)		32	コンクリート振動機	
6	トラクターショベル		18	ドリルジャンボ		33	アスファルトプラント	
7	ダンプトラック類 (ダンプトラック、ダンプカー、ダンプバレー等を含む。)		19	クローラドリル及びブエンドリル		34	アスファルトフイニッシャー	
8	自走式クレーン (トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン等を含む。)		20	シールド掘進機		35	アスファルトリテストリビューター	
9	固定式クレーン (タワークレーン、デリッククレーン、ジブクレーン、門形クレーン、クレーナルクレーン等を含む。)		21	トンネル掘進機		36	コンクリートフイニッシャー	
10	工事用エレベーター及びリフト		22	モーターグレーダー		37	コンクリートスプレッター	
11	くい打機及びくい抜機 (ダイセルパイルハンマー、振動パイルドライバ、気動ハンマー等を含む。)		23	ロードローラー		38	しゅんせつ船	
12	大口径掘削機 (アースドリル、リバーササーキュレーションドリル等を含む。)		24	タイヤローラー		39	起重機船 (くい打ち船を含む。)	
			25	振動ローラー		40	土運船	
			26	小形振動締めめ機 (振動コンパクター、ランナー、タンバレー等を含む。)		41	引 船	
			27	砕石機		42	空気圧縮機	

様式第 9 号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札の参加、見積りの提出、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

実印

営 業 所 一 覧 表

名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業		(郵便番号) 所 在 地	電 話 番 号
	特 定	一 般		
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				
計				

記載要領

- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「許可を受けた建設業」の欄には、当該営業所において営業（契約）する建設業を、様式1の「許可を受けている建設業」の「建設業の種類」欄に表示した建設業の種類  
の略号で記載すること。

